

平成28年第5回白石町議会臨時会会議録

会議月日 平成28年10月31日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	教育長	北村喜久次
総務課長	本山隆也	企画財政課長	井崎直樹
学校教育課長	松尾裕哉		

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉岡正博
議事係長	中原賢一
議事係書記	峯茂子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6番	片渕彰	7番	草場祥則
----	-----	----	------

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案上程（提案理由の説明）

日程第4 報告第9号 専決処分の報告について（平成28年度須古小学校舎外壁等改修工事請負契約の変更について）

日程第5 議案第63号 平成28年度（繰越）白石町緊急放送端末機設置工事請負契約について

日程第6 議案第64号 平成28年度白石町一般会計補正予算（第4号）

9時30分 開会

○白武 悟議長

ただいまから平成28年第5回白石町議会臨時会を開催します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

地方自治法第121条の規定に基づき、議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、片渕彰議員、草場祥則議員の両名を指名します。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会は本日の1日間にしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日の1日間に決定しました。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、町長より議案が提出されています。これは、皆様に配付をしています一覧表のとおりです。議案第63号と議案第64号を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

おはようございます。

まずもって提案理由の前に、本日は百武副町長も出席すべきところ、有明海沿岸道路等に関する提案活動などのため私の代理として上京いたしておりますので、やむを得ず欠席いたしますことを議員の皆さん方におわびを申し上げます。

さて、本日、平成28年第5回白石町議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、契約案件でございます。議案第63号「平成28年度（繰越）白石町緊急放送端末機設置工事請負契約について」は、防災行政無線を補完する緊急放送端末機設置につきまして、いよいよ工事等に着手すべく、契約の締結に関しまして議会の議決に付するものでございます。

次に、予算案件でございます。議案第64号「平成28年度白石町一般会計補正予算（第4号）」につきましては、緊急放送端末機の設置に係る予算の所要の補正を求めらるものでございます。

提案いたしました議案につきましては以上のとおりでございます。

提案議案の詳細及び報告案件につきましては担当課長から説明させます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○白武 悟議長

次に、内容説明を求めます。

○本山隆也総務課長

議案第63号「平成28年度（繰越）白石町緊急放送端末機設置工事請負契約について」御説明いたします。

提案理由といたしまして、本工事の予定価格が5,000万円以上の工事請負契約となりますことから、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決が必要であるため今回お願いするところでございます。

契約の目的は、平成28年度（繰越）白石町緊急放送端末機設置工事です。工事場所は杵島郡白石町地域内及び局舎内とし、サブセンターとなる役場庁舎内の放送室を局舎としたところでございます。契約の方法は1社によります随意契約でございます。契約の金額は1億2,798万円でございます。契約の相手方は、住所、杵島郡白石町大字福田2278番地15、株式会社ケーブルワン白石営業所取締役常務加藤清美でございます。

これまでの経緯につきまして説明させていただきます。

整備されました防災行政無線の屋外スピーカーからの屋外放送の聞こえ方が気象条件や隣接する大きな建設物または電波の状況等により聞こえづらいということを議会、住民の皆様から御指摘をいただき、これまで先進地への研修やアドバイザーの意見を聞きながら、昨年防災情報システム検討委員会を発足し、副町長を委員長とし駐在員代表、議会代表、老人クラブ、婦人会、PTA、社会福祉協議会、役場3関係課長、

合計11名の皆様で御協議いただき、検討委員会として希望する町内各戸の屋内に情報基盤整備事業で整備されたケーブルの伝送路網を利用し緊急放送を伝達する。そのほか2番目としまして緊急放送の聞き直しのシステム、3番目といたしましてあんあんメールの白石町版など、これまでの屋外放送の聞こえにくさを補う整備を行うという方針を出していただき進めさせていただいているところでございます。上程しております緊急放送端末機の設置工事請負契約につきましては、今月の10月24日に1社により見積書提出による入札を行い、落札により白石町の株式会社ケーブルワン白石営業所と10月27日に仮契約を締結し、今議会に上程し、議決をいただくお願いをするものでございます。

次の補足のページでございます。工事見積もりの経過表をつけさせていただいております。1回目の見積額の入札の落札ということで1億2,798万円、落札率といたしまして98.3%でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○井崎直樹企画財政課長

おはようございます。

議案第64号「平成28年度白石町一般会計補正予算（第4号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

既決の歳入歳出予算総額に326万4,000円を追加し、補正後の予算を130億8,293万3,000円とするものです。

4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正の変更でございます。これは9款消防費の防災施設整備事業費で、9月の補正予算で繰越明許費に設定しておりました1億5,822万5,000円に今回の補正分326万4,000円を合わせまして1億6,148万9,000円で繰越明許するものでございます。

8ページ、一番最後のページをお願いいたします。

防災費の19節負担金補助及び交付金326万4,000円ですが、これはJAが設置された告知端末機を町が災害時等の緊急情報の伝達に使用するためJAの告知端末を設置されている加入者に対し1戸当たり1,600円を交付するための予算を計上しております。

以上、補正予算書についての説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

日程第4

○白武 悟議長

日程第4、報告第9号「専決処分の報告について（平成28年度須古小学校舎外壁等改修工事請負契約の変更について）」報告を求めます。

○松尾裕哉学校教育課長

おはようございます。

報告第9号「専決処分の報告について」でございます。

町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定によりまして平成28年度須古小学校校舎外壁等改修工事請負契約の変更について専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりましてこれを報告いたします。

次のページの専決処分書をごらんください。

契約の目的は、平成28年度須古小学校校舎外壁等改修工事請負契約の変更でございます。変更は、契約金額につきまして変更前が6,501万6,000円、変更後が6,685万2,000円でありまして、差し引き183万6,000円の増額変更でございます。改修工事の主な変更内容といたしまして、外壁劣化部補修に関しまして約320万円の増額になっております。これにつきましては、今回工事に際しまして足場を設置して再調査を行いました結果、鉄筋爆裂部、これさびで膨らんで壊れている部分等の補修必要箇所が増加したことによるものでございます。また、屋上の防水改修に関しまして約140万円の減額になっております。これにつきましては、既存のアスファルト防水について再調査の結果、一部区画で劣化の程度が低い部分が確認をされましたので、全面改修からその部分を除いた改修に変更したことによるものでございます。これらの内容などによりまして総額183万6,000円の増額変更をいたしております。

以上で報告第9号についての報告を終わります。

○白武 悟議長

議案審議に入ります。

議事進行は、質疑、討論、採決で行います。

日程第5

○白武 悟議長

日程第5、議案第63号「平成28年度（繰越）白石町緊急放送端末機設置工事請負契約について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

まず、随契にした理由、それから経過表を見てみますと予定価格が1億400万円の予定価格に対して落札は1億2,798万円と98.38%ということですが、予定価格が80%です。18%ですか、17%、18%弱、この差はどうして出てきたのか、随契にした理由の中に含まれるんじゃないかなと思うんですけども、詳細な見積もり等精査をされたのか、競争相手がいない随契なのにこの差は何なのか、ほとんど工事内容は宅内引き込みだけだろうと、主線は、幹線は全て網羅してると思われるので、その中で自分とこの宅内配線が、宅引き込み線ですね、これだけが有料だろうというふうに思われますけれども、その差、余りにも予定価格との差が大きいんじゃないかというふうに思うんですが、その辺、詳細にお答えをいただきたい。

○本山隆也総務課長

岩永議員の御質問にお答えいたします。

まず、随意契約とした理由でございます。随意契約に関しましては、法規的なものを申しますと、その競争の性質及び目的が競争入札に適さないと申しますか、例えば特殊な技術工事が必要、それから施工上の経験、知識が必要な場合など、さまざまなことがございます。1つと申しますか、今回の随意契約の理由といたしまして幾つかございます。1つは、本町のケーブルテレビを管理しておりますケーブルワンでございます。公設設備の契約によりまして本町が整備するケーブル回線を含むネットワーク全体を維持管理しており、独自の自社開発によりますシステムの管理が行われているところでございます。

2番目といたしまして、設置工事におきまして現在使っておりますケーブルテレビに影響を与えないこと、これも非常に重要ではないかというふうに考えているところでございます。こういったケーブルテレビに関する問題が発生した場合の非常に影響が大きいということを考えております。こういうことへの対応が他業者では難しく、ほかの業者につきましても可能性は極めて難しいというふうに考えているところでございます。

3つ目といたしまして、現サービスの利用状況等の顧客のお客様のデータを管理しております、非常に効率的な管理ができるのではないかというふうに考えているところでございます。設置工事の場合、ほかの業者には情報の開示を行うことが困難であるなどのことから、接続によるトラブルのリスクがほかの業者では非常に高くなるのではというふうに考えているところでございます。

4番目に、機器のことでございます。端末機器におきまして本町独自仕様となり軌道信号ということがございます、軌道信号を合わせるということがございます。軌道信号につきましましては独自のもので、信号の仕様につきましましては開示されていないところでございます。また、J A端末機の有効利用ということを考慮した場合、このJ A端末機と同種類の機種でなければならず、ほかの機種ということは考えにくいということがございます。

5つ目に、ケーブルワンのメインセンターというところでほかの端末機を設置した場合、これがシステムが2システムあるいは複数システムに、ほかの端末機を利用した場合が、そういうふうなシステムが複数になり、ケーブルワン側のシステムも改修せざるを得なくなる、コストが高くなる、また管理業務も複雑になってくるのではないかとこのところでございます。

最後になりますけれども、有明、須古地区につきましましてはケーブルワン所有物というふうになり、民間の企業で運用を行っておりますところでほかの業者が工事を行うことは考えにくいのではというところで、これらの理由によりますところで1社による随意契約としたものでございます。

また、さまざまな一つ一つを捉えてみれば端末機の購入あるいは工事なども条件を満たさないわけではございますけれども、総括的に考えた場合、全ての条件を満たすということになりますと、どうしても1社による随契約のほうということで今回結論を出し、指名委員会のほうにお願いしたところでございます。

2つ目の予定価格でございます。2ページ目につけております予定価格表の上段の

部分が予定価格でございます。1億3,008万6,000円というふうでございます。その下の1億406万8,800円というのは最低制限価格ということで、その予定価格の8割というふうになっているところでございます。この予定価格、上段の金額との比較の部分が1億2,798万円の落札価格、98.38%となっているところでございます。

この設計につきましても、県が使っております電気通信関係標準積算基準及び積算資料、それから建設物価資料及びメーカーの見積書及び価格表をもとに設計、積算しているところでございます。

金額の見積もりにつきましては、現在のケーブル契約者の場合は金額的にも安価となってまいりますけれども、ケーブル契約以外の部分のこの端末機の設置につきましては主線からの引き込み工事ということでこのような設計を、1億3,000万円の設計を出しまして、そして入札という形に進めさせていただいているところでございます。以上であります。

○岩永英毅議員

予定価格が1億3,000万円の上段のほうということですが、設計額は変えてないわけですね。これ、設計額の落札額が何%じゃないですか。普通そういうふうには言わない。最低価格はここに書いて、設計額をここに書くわけでしょう。両方とも予定価格じゃないですか、これは。その辺はどうでもいいですけども、どちらでもいいですが、見積もりをとって何回交渉されましたか。見積もりとって、もうそれで終わりという価格じゃないでしょう。何回交渉したか。それで最低価格はうちはこうですよと、これに、この1億2,798万円というのは1億3,000万円に対してのあれでしょう、落札率でしょう。普通そういうふうに表示しますか。設計額に対して落札額は幾らだと、最低価格は幾らだと、こういうふうに表示するのがあれじゃないですか。何回交渉されたか、その辺、正確にお伝えください。

○本山隆也総務課長

議員おっしゃられますとおり予定価格のところでございます。そして、この見積書の提出による入札、落札という金額でございます。設計の部分に関しては非常に言いにくいところがございます。設計の中身については大変言いにくいところがございます。そしてまた、対象となる業者様との交渉と申しますか、そこにつきましては、ちょっとないと申しますか、こちらの出した見積もりの依頼書につきまして、切り抜きの依頼書につきましての入札、見積書の提出でございますので、ああしてこうしてというのは、そこは企業によりましてございまして。この設計書に基づく予定価格を定め、そして見積書の提出及び入札をしていただいたというところでございます。

以上であります。

○岩永英毅議員

もう最後ですから、これだけは言っときたいと思います。設計を随契にしたなら、随契にするだけのメリットを十分に業者に与えなきゃいかん。それをそのまま見積書のまんま認めるというのは余りにもひど過ぎる。これは自分の金だったらそうはし

ないでしょう。これ、税金ですよ。それを使うのに、この1億円幾らも使うのに、どうして見積書を、随契にしたから見積書出した、ああ、正確でしょうと、それじゃそれで一発で決めましょうと、そりゃ随契を与えるメリットが余りにも節度というか節約感がなさ過ぎる。これはもうケーブルワンの言うとおりにゃないですか。設計額にしてもさっきの県の基準に基づいてしましたとか、そんなら設計額を書けばいいじゃないですか。設計額に対して何%ですよ、そういうものできない、それは秘密ですよ。そりゃそういう、これで町民の皆さんが納得すると思いますか。とてもこれで随契のメリットも出してやらない、出せない、たかが1回の見積もりで全額認めると、それで大丈夫ですか。その辺についてちょっと町長、答弁いただきたいと思います。

○田島健一町長

今、岩永議員からいろいろと御質問いただいたわけでございますけども、設計ということと、もう一つは指名という、指名委員会にお諮りをするというのが大きくあるわけでございますけども、指名委員会は設計書がある程度でき上がってから指名委員会にお諮りをするという段取りでございます。そういったことから、設計の段階では随契になるとか競争入札になるとか指名一般競争入札、指名競争入札、いろいろやり方ありますけども、それはまだわからない状態で積算を担当者はいたします。そのときにまずもって設計を行うときには基準書というのが国、県で定められておりますので、今回の場合は電気通信関係標準積算基準というものを利用して積算をしていくわけでございます。その中において特異な資機材、また工事だったら、この標準の積算基準ではわからないというところもございます。そういうことにつきましては業者の方から見積もりをいただくと。一般的には指名にお諮りをする業者さんから、例えば3社見積もりとか5社から皆さんからいただくとか、そういった5者からとか複数社のときには極端な高いものとか極端に低いものはネグレクトして、そして真ん中だけで平均するとか、いろいろやり方がございます。今回の場合は積算する時点で複数という見積もりもとれないということでありましたので、担当者は1社の方から見積書をいただいて、全ての工事じゃないですよ、例えば機材、例えば何たら部材とかなんと部材とかおのおので単価をこれは適切な単価だかわからないということで9割掛けとか8割掛けとかずっとしていきます。そういったことずっと積み上げていったらちゃんぽんかんぽんにやって積算をしていきます。今回の積算も私は見せてもらいました、もちろん私もチェックするわけですので。そしたら、工事というものは、それぞれの部材の単価とそれに伴うところの手間賃がずっと積み上がって直接工事費というところへ出てくるわけですよ。それに今度経費を掛けて最終的な工事が、公示価格というのが決まっていくわけですよ。そのときに私も見せてもらいましたが、この直接の工事費というのは8掛けしたばってんが業者さんのほうが高かったとですよ。しかし、経費をぐんと落として、最終的に幾らだったですかね、見積もりは、まだトータル見積もりも自分とこで出しちゃったとですよ。しかしながら、これは、そりゃ業者さんは業者さんですけども、うちの設計書は9掛けしとるけんが、今度工事費はどんどんどんどん安うなつとるわけですよ。しかし、安うなつて経費も、経費について

も業者さんが安うよかろもんというたとば、そのまま進めばもっと安かったでしょうけれども、基本は基準書にのっとってすべきところですので、直接工事費の中についてはうちが0.9掛けしたりなんかするけんが安くなるわけですけども、諸経費はうちの積算基準ですと高くなったんですよ。最終的には業者さんが打診ししゃったとかうちのとが安くはなつとととです、トータル的にも。それで、私もチェックの過程において、ああ、これは妥当な積算をしてるなあということで私も判こを押しとるわけでございます。そういったことから、積算書ができ上がってから今度指名委員会というのにお諮りをするわけですけども、そのときに先ほど課長が言いましたように随契の理由として5点ほど申し上げました。そういったことから、単価のことじゃなくて単価以外にこういうことで随契にせざるを得ないということで随契でお願いしたところでございます。

それでもう一つは、設計額と予定価格の話でございましたけども、さっき言いましたように単価のときでは私どもはこれは9掛けしたとか8掛けしたとか7掛けしたとか言いましたけども、その過程で特定の業者さんと交渉なんて絶対したらいかんとですよ。それはもう一般の土木であっててんが、随契やけんが、ちょっとあんた方やけんが、ちょっと幾らね、幾らねというて交渉したり何したりするものじゃなかでもんね、今は。だけんが、もうオープンにいただいたやつをこちらのほうで吟味して9掛けするとか8掛けするとか7掛けするとか、標準設計に準じたやつ、例えば積算資料にこれに似たことのあるけん、これと同じぐらいじゃなかろうかにか、そうなれば9掛けやろうとか、そういった格好で積算をずっとしていくわけでございます。最終的には積算価格と予定価格の話は今議員言われましたけど、今は予定価格と積算価格はイコールになっているんです。これは値引きしたらいかんと、これはもう、これは品確法やったかな、法律で値引きしたらいかんことになつとととです。私も本当は私が予定価格を入れて封をして印鑑まで押します。本当は私だけしか知らんとか予定価格と私も思うて少し値切りはずつとしようたととです。全くそのまま、さっき言いましたように品確法では全く同額やけんが、ひょつとしたら積算した人も積算してない方も設計書が回ってくるけんが代理で見るとですよ、設計書というとの設計額というとは。設計額イコール予定価格やけん、ちょっとだいでんで見てしまうとば、おい、何のために封書までして印鑑押しよるかいなというちょっと私自身もおかしかにやと思うけんが私は値引きしようたととですけど、県からの指導でしないでくださいと、ひどいところはもう県内では何町と何町だけですか言われて、それじゃ国からの指導、法律もあるとやけんがしたらいかんねということで、去年の6月か7月ぐらいからですかね、もう私もしないように、もうイコールにしてございます。そういったことから、予定価格というのは1億3,008万6,000円、それとこれは言葉足らずですけども予定価格掛け80というとは、こんなことはここに最低制限価格と書かんばいかんとですけど、最低制限価格が予定価格、すなわち積算価格の80%以下、これは業者さんたちにたたき合いをしていただいたらいかんと、たたき合いをしたら、もうけんばいかんとにたたき合いして、利潤は追求しんしゃらんばいかんとやけんが、下請さんを安うしてたたきんしゃとか、労務費を値切んしゃとか、安全管理費で何点ば手抜きしんしゃとかって、そういうことにつながるけんが、余りたたき合いはさせたらいかんよと

いう、これもまた建設業で国交省から通達があるわけでございます。そういったことから最低制限も8割、それで上限は積算どおりということで価格というところは決まっております。その中にたまたま今回は98.38%でおさまったと。そやけんが、八十二、三%で落ちててよかとです。それは、もうちょっとそれはどがい入れんしゃかはちょっとわからんとばってんが、さっき言ったように積算の根拠の中で大きく言って工事費と諸経費と大きく大別されるわけですけど、その中で業者さんは諸経費というとはもう安う見ちやるわけですよ。そやけん、もうこれよりか落としはされんって自分たちも思うちやるけんが98%ぐらいになったろうと思うわけです。中には材料賃ば安うして諸経費ばどっさいつけた人はですよ、諸経費はこい半分ばかりでよかえというてがくって落としんしゃ人も出てくつかもわからんばってんが。随契は、さっき流れの中で随契は後から随契と指名委員会さんで決めんしゃけんが、積算の時点ではまだ、積算の時点では、積算の時点では随契というとは担当者はわからんとです。一般競争入札にするのか指名競争入札するかというのは基本的には担当者はまだわかりません。

以上ですけど。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原房義議員

今回の緊急放送端末機の設置工事の契約ですが、まずこの契約の金額、1億2,798万円でございますけども、この対象となる世帯数ですね、これがおそらく今JAさんでつけてあるものが約2,000世帯ですね、ございます。町内の世帯数で約7,600戸の世帯数でございますけども、2,000戸を差し引きますと残りが5,600戸ですね、約ですけども、この5,600戸を100%充足できるこの契約の内容なのかどうか、おそらく今、全世帯に区長さんを通じてJAのものを設置してある世帯については、この緊急放送の同意書の取りまとめと、あと町の端末機を設置したいという希望の世帯については申請書を取りまとめ中だというふうに思いますが、そこでまだ設置世帯の戸数というのが確定をしてないというふうに思っております。したがって、どの程度の戸数を想定をして設計をされたのかということをお尋ねしたいと思っております。

○本山隆也総務課長

想定する設置世帯でございます。想定する設置世帯といたしまして4,550戸を想定しているところでございます。現在、設置希望、まだ現在のところ申し込みの段階で今議員おっしゃられるようにとっているところでございますけれども、5月、6月の意向調査によりまして設置希望世帯が3,950世帯でございました。そして、未提出の世帯等もございまして、これを600世帯加えまして4,550戸としたところでございます。これを目標の設置の積算としているところでございます。

以上でございます。

○久原房義議員

私の考えでは、現在JAのものをつけていない世帯が約5,600戸というふうになっておりますので、そのうちの4,550戸を想定しとるということになれば、差し引きますと約1,000戸の世帯がこの端末機がつかないということになるわけですが、先日町の老連の役員の方々と議会と意見交換会をしましたけれども、その中でも意見として出ておりました老人世帯あるいは独居世帯等があると、そういう中で災害時の対応あるいは避難場所の連絡とか、そういったものを十分やっていただきたいというような意見も出ておりました中で、私はこのことを申し上げさせていただきました。今後については全戸にこの緊急放送端末機を設置をして、そういった特に老人の方あたりとか、特に独居の方あたりにも隅々までこういった緊急放送が流れるような取り組みを町としてもやっておりますよということを申し上げさせていただいて、ちょっと納得をしていただいたかなあという感じを受けたところでございますけれども、ただ残りがあと1,000戸残るとということは、これはいろんなまだ最終的な数字はまだ今は取りまとめ中ですから、最終的にはまだ未定ですが、せっかくいい事業ですから、私、素晴らしい事業だというふうに思っております。これ、4年以上前ですか、JAさんがされたのが約4年前ですから、そういった動きの中で町も一緒にやらんかということをはかの議員もいろいろ申し上げておったわけですが、なかなか町はそこに腰を上げる取り組みがなかったわけです。今回田島町政になってからこういった取り組みをしていただくということは非常に私には非常によかったなあというふうに思っておりますけれども、ただせっかくの素晴らしい事業ですから、目標は全世帯ですね。ここに1,000戸でも、あるいは500戸でもつかない世帯があるということは、連絡が行かないということになるわけですから、今の設計ではまだ約1,000戸ぐらいが残っておりますので、これはかなり推進ですね。私のうちにもこの資料が来ましたけれども、ただ書いとってくんしゃいという程度でした。こういうのが区長さんの持ってきんしゃったけんただ書いといてくんさいと、後からもらいにくるけんという程度でしたけれども、本来ならそういうお世話をさせていただく区長さん、その区長さんの配下にいるのは班長さんとかいろいろおられると思うんですけども、そこまでこの趣旨が徹底してるのかどうかというのがいささか疑問なところがございます。ただ、配っていつちよきとか、そういうことではなかなかこの趣旨が、目的が達成されんというふうに思いますので、今回の調査をされた中でどの程度未設置の世帯が出てくるのか、そこらについては再度強力的に、これはぜひつけてくださいと、強制とはいきませんが半強制的なような形で強力的な推進をやってこの所期の目的を達成していくという取り組みが大事じゃなからうかなというふうに思いますので、その辺の今後の取り組みも含めて、総務課長、いかがでしょうか。

○本山隆也総務課長

久原議員おっしゃいますとおり1,000戸ほどの未設置世帯が出てくるということでございます。正確に申しますと意向調査によりまして設置を希望しないと言われるはっきりした意思を示された方が915戸でございました。これの理由までは特に当初備考欄に書くような様式は設けておりませんでしたけれども、お年寄りといいますか、

大きな音に対してどうしてもどきっとすると、あるいはその近くに外部放送の放送のラップがございますので、もう十分聞こえると、あるいは若い世帯で、もう何じゃかんじゃしてもらいよりは、もう携帯にすんと入ってくるもんねと、そしてまた新築の世帯でもごちゃごちゃ変な色の端末機が入ったりつっぽがされたりするとは嫌やけんのと、聞くところによりますとそういったところも聞こえたところでございます。希望しない理由としてそういうことが考えられるところでございます。

次に、分母となりますベースの世帯でございますけれども、住民基本台帳上は七千云々という世帯がございますけれども、私どもが捉えました世帯といたしましては7,532戸、これは駐在員さんが6月に配布なさいます対象とする世帯でございます。これを分母といたしまして先ほど申しました設置を希望する世帯あるいは未提出者、忘れとったり何かのトラブルで出せなかった600世帯を加えたところの設置希望世帯及びJA様で入れますと6,617戸というふうに算定しております。それで、7,532戸、それから予定する、設置目標ですけれども、目標世帯を6,617戸といたしまして、87.85%を目標として、議員おっしゃる少しでも多くの世帯にこの放送を届けて緊急の情報となすべくしていく所存でございます。

以上であります。

○白武 悟議長

ほかに質疑ございませんか。

○本山隆也総務課長

それからもう一つ、体の不自由な方ということがございました。耳の特に聞こえない方ということで以前もお話いただきましたけれども、JA端末機があられるところは御存じかと思っておりますけれども、端末機からまずLEDライトによって光が発せられます。この軌道信号が発せられた後に放送が聞こえます。ですので、耳の御不自由な方もそのライトにより確認され、そしてまたメールによりその内容については耳は御不自由ですけれども目が見られる方は、そのメールによってどういった内容かということも今後確認していただくということも私たちは想定しているところでございます。済みません、以上であります。

○久原久男議員

この岩永議員の質問の見積もり後、見積もりをいただいた後、何回か交渉されたかと、これたった1回だったのか、その辺がはっきり答えいただいております。これをお答えください。

それから、この私、今、資料持ち合わせていませんが、この財源が、財源、どうなっているのか、明細を。

それからもう一点、この工事終了後のメンテナンスは、サービスですね、含めてのメンテナンスはどうなっているのか、そこは示されていません。この3点、まずお願いします。

○田島健一町長

積算の過程において見積書をいただくにゃいかん、例えば積算資料等々でわからんというときには、先ほど申し上げましたが、例えば複数からとるとか1社しかないといっても、それはちょっとこれ担当に確認したわけじゃないですけども、私が以前担当しとった時分は、所長さんの名で会社のほうに見積依頼書を提出してくださいというのを公文書で出して、そしてそれに基づいて向こうの会社から見積書というのが出てくるわけでございますので、交渉とかなんとかというのはしないで、もう1回きりです、1回きり、見積書を提出してくださいと。見積書が来てから、これ高かね、安かねというのは、基準、私たちは何も持たんけんが聞いてるんであって、問い合わせてるんであって、これが高いとか低いとかわからんわけですよ。それで、積算側に立って同じようなやつがここにあんねというて積算資料を見て、ああ、これは8掛けぐらいでよかとやなかかなあとか、これは9掛けせんばいかんとじゃなかかなあとか。100%見るということはほとんどないと思います。9掛けしたり8掛けしたり7掛けしたり、類似の積算資料を見ながら担当者があとは決めていくということでございます。交渉はしないということです。

○本山隆也総務課長

久原議員おっしゃいます財源的な問題でございます。この財源につきましては、28年度当初予算として1億9,829万8,000円の予算計上し、3月議会で御承認をいただいているところでございます。内訳といたしまして、一般財源が5,829万8,000円、そして白石町の振興基金といたしまして1億4,000万円、合計の1億9,829万8,000円ということで御了承をいただいているところでございます。

また、メンテナンスにつきましては、今後必要になってくるかと思っておりますけれども、29年度の予算計上として、また皆様にお願ひするところでございます。

以上であります。

○久原久男議員

1回限りの見積書の提出でこれ終わるということでございます。例えばこれが国の指導、県の指導かわかりませんが、そういうふうに指導されているということでございますが、この町をあずかる人は、もう少しその辺を、もう少し安うできんかとか、いろいろなその辺の話し合いといいますか、その辺のことは少しはあったほうがいいと私は考えます。そしてまた、そういうふうにしてもらったほうが、業者の方もまた一生懸命やる気があるわけですよ、その辺も湧いてくるというふうな感じもするわけでございますので、その辺のことを、国の指導か何か、その辺はありますが、いかがですか。

○田島健一町長

積算に当たっては、先ほども申し上げましたけども、役場も多分そうしてると思いますが、県の場合は所長さん名で相手さんの社長さんとかトップの方に見積依頼をお願いするという公文書で差し上げるわけであって、担当レベルで交渉したり何し

たりするとをしようたら、ちょっといろいろとまた黒いうわさが出てくる可能性もあるとやけんが、もうそれはトップとトップで見積もりを出してくださいと、公文書ですということをお願いをしているところでございますので、そこでやったりとったりというとは、ちょっとないというふうに思いますけど。民民ベースで安く安くというところであればあれですけど、私たちも安くするというのはあるとですけど、それやけんが安く出しとらんけん、高う出してきとんしゃるとは思うとらんとですよ。公文書を出してくださいということをお願いしていますので、適正な形で見積書は出ているものと、私たちは今までそう信じてやってまいりました。

以上です。

○久原久男議員

契約のことで今話ありましたが、最少の経費で最大の効果を得られるように努力していただきたい、そのことを申し上げます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○片淵 彰議員

まず、ちょっと登記問題についてちょっとお尋ねします。

契約の相手先でケーブルワンの白石営業所取締役常務加藤さんということになっておりますが、これ登記上、普通は代表取締役か、所長なら、この取締役常務というのはあくまでも会社の中のあれですが、普通は営業所長ということで登記されるのがほとんどじゃないかと思いますが、その点1点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○井崎直樹企画財政課長

本社はケーブルワン自体は武雄でございます。本町に指名願出されましたところが白石営業所加藤さんで指名願を出されているということで、こちらと契約というやり方をさせていただいております。

ちょっとお時間をいただいて調べさせていただければと思います。申しわけございません。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

まず最初に、確認ですけども、4,550世帯のうちにケーブルテレビの契約者何件あるのか、というのは、引き込みが必要な部分ですね、ケーブルテレビが設置されていない家のケーブルの引き込みの部分と引き込みがしてある部分は単体の工事で済むわけでしょう、そういうことですよ。そうした場合、引き込みをしてケーブルテレビを加入した場合、そこら辺なんです。契約のときに話を当然されたと思います。今まで

の現状だとケーブルテレビに申し込みをするとケーブルテレビが引き込みの工事をしますよね。そういうことで工事をします。ただ、今回引き込み線は町が負担をして無線をつけるわけですね、今度の緊急放送端末機をつけるわけです。それを利用してケーブルの契約ももちろんできるわけですね、工事、私の言いたいことわかりますよね、引き込みの部分の工事の部分、そこら辺の話し合いはどういうふうにされたのか、まず。

○本山隆也総務課長

議員おっしゃいます設置に関するケーブルテレビの加入とのすみ分けにつきましても、こちらのほうで把握しておりましたので、ケーブルテレビ加入世帯を2,270戸、未加入世帯を1,680戸として調査結果をもとに算定しているところでございます。そして、未提出者の626世帯ございましたけれども、600世帯としてこれもお願いし、この積算根拠としてお願いしているところでございます。

以上であります。

○溝上良夫議員

ケーブルテレビの接続がされてない1,600世帯と言われましたかね。その部分に対してケーブルの引き込みの工事の部分に係る、幾らになりますかね。それ掛ける1,600でどれぐらいの金額になるのか、その部分が今後ケーブルテレビの申し込みをされる部分に関して関連してくると思います。ですよ。ケーブルテレビが工事をする分をしてやってるわけですから、そこら辺はつきりさせてるんですかね。

○白武 悟議長

暫時休憩します。

10時35分 休憩

10時50分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○井崎直樹企画財政課長

片渕議員さんからの質問で答弁漏れておりました分についての指名の業者名でございます。申請者は株式会社ケーブルワン、武雄市に本社があるところでございます。そこから入札に関する事、それで委任されているのが株式会社ケーブルワン白石営業所となっております。

以上でございます。

○本山隆也総務課長

溝上議員御質問に対して答弁させていただきます。

現在、白石町が行います端末機設置工事によりまして先ほどちょっと900戸とか1,000戸とか未接続の部分もちょっとありはしますけれども、ほとんどの世帯に接続

するわけでございます。当然今後議決をいただきます設置工事に入るようになりますとケーブルワンと協議し、その部分について十分詰めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○溝上良夫議員

ぜひそういうふうにしていただきたいんですけども、具体的な話は全然今からということですね、その報告もきちっと今後やってもらいたいと思います。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○片渕栄二郎議員

今回は世帯を中心に設置の希望をとられているようでございますけれども、事業所についてはどのように考えを持たれておるのか。

○本山隆也総務課長

現在議員おっしゃいますとおり、対象としておりますのは駐在員の皆様が配布しておられる住居住民世帯でございます。今後事業所につきましても2次の要望ということで、町内にごございます事業所に対しまして設置について行う予定でございます。この場合、どうしても端末は町の所有物でございますけれども、その工事にいたしましては無償、有償について今検討をしているわけでございますけれども、現在のところ有償によりまして第2次のところの工事部分につきましては有償という方向で現在検討をしておりますけれども、十分事業所について設置について行っていくところでございます。

以上であります。

○片渕栄二郎議員

事業所等については2次の募集を考えているということでございますけれども、特に昼間は事業所に勤務をされている人が非常に多いわけでございます。そしてまた、消防団員の皆さんもそういった事業所等に勤務をされておることもおられるかと思っておりますので、この2次募集を早い段階で募集をしていただくようお願いを申し上げておきたいと思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

担当課長に二、三点お尋ねします。

まず、議案第63号ということでの表の契約の内容に工事の場所ということで杵島郡白石町地域内及び局舎内ということで、局舎内というのは役場の中での工事だという

説明でしたけれども、ここでお尋ねしたいことは、地域と局舎内の積算の金額、地域で幾ら、局舎内で幾らという契約をなされているのかどうか、どういうふうに積算をなされているのかというのが第1点です。

第2点目に、答弁の中で耳の不自由な方のあり方についての対応で端末機から赤いランプがつくと、そして携帯などでお知らせをするということでしたけれども、町内そういう方たちの対象が難聴者及び障がいの手帳を持ってらっしゃる方何名いらっしゃるのか把握されているのであれば紹介してください。

もう一点です。3点目に、前者の質問の中でケーブルワンに現在加入してところが2,270戸と、まだ契約未契約が1,680戸ということが答弁でありましたけれども、今回の1億3,000円からの予定価格の積算としてケーブルワンに未加入の方たちの自宅に接続するまでの契約はどのように積算をされているのでしょうか、今の質問でよかったですかね、3番目、ケーブルワンにまだ未加入の方たちにとっては、今回端末機を入れるということに当たっては、さらに今、例えば私の自宅であればケーブルワンに加入していますけれども、そのときに契約時において契約金を払ってますけれども、それが未加入の1,680戸については、新たにその分が発生すると思います。現在ケーブルワンに入っている方と入っていない方の不平等感をどのように積算されているのでしょうか。

○本山隆也総務課長

現在、その設計の中身でございますけれども、設計につきましてはなかなか申し上げにくところがございます。全世帯で設置する部分につきまして地内ということで、白石町地内ということをお願いいたします。そしてまた、局舎内と申しますのは役場の放送設備、サブセンターと申します白石町役場内でございます放送機器のその部分の設置工事及び調整工事でございます。その部分で端末機の設置を全戸に、そしてまたその局舎内ということでサブセンター部分の工事というふうになってまいります。ちょっとおおむねで申しますと、端末機設置工事の部分について8割強、それからそれ以外の部分について2割程度、2割弱ということで御理解をお願いいたします。

そしてまた、要支援者、要介護者につきましては、要介護者につきまして1,800人程度、それから身体障がい者について90名程度、約2,000名弱の方を要支援として私どもは捉えているところでございます。

それから、未加入者への積算につきましては、既に溝上議員さんからも御指摘ございましたけれども、屋内の中まで引き込みますので、未加入世帯につきましては主幹部分からの引き込み工事及び保安器、それから屋内工事、分配器、そして端末機というふうな流れをもちましてその工事が必要となるところでございます。

以上であります。

○秀島和善議員

3番目の課長からの答弁の内容についてさらにお尋ねしますけれども、その1,680世帯の未世帯、その方たちの屋内の、屋外も、引き込みについては積算の基準

に入っているのでしょうか。

○白武 悟議長

秀島議員に申し上げます。溝上良夫議員にそのことにつきましては答弁がっておりますので、よろしゅうございますか。

○秀島和善議員

十分これから詰めて検討するということでしたので、入ってないということでは理解していいんですか。入っている。入っているのであれば、そこは答えてくれませんか。どこが見るのか。

○本山隆也総務課長

その引き込み工事、未加入者への引き込み部分につきましては、町負担として町費のほうで。設計によりますところの金額でございますので、ここでの答弁はちょっとできないということ、それからまた未加入者と加入者の不平等さ部分については今後協議していくということで御答弁させていただきたいと思います。

以上であります。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

○秀島和善議員

議案第63号「平成28年度（繰越）白石町緊急放送端末機設置工事請負契約について」の反対討論をさせていただきます。

この事業そのものは極めて重要な設備を端末機として町内の町民の暮らしと生活、命を守るという点では重要な内容だと思いますけれども、まず第1点に積算の基準が公にされておりません。それが第1点です。そして、随意契約にしていく理由が明確ではなかったと思います。一般指名競争入札でもよかったのではないかと、そのことでさらに予定価格を低く見積もることができたのではないかと思います。

3点目に、平等感という点で、現在ケーブルワンに加入している方、加入していない方、加入していない方が1,260戸までであるということで、これについては町の税金で負担をするということですが、あくまでもそこは民営化の中で各家庭にその入る、入らないの意思表示はしてありましたので、今回この工事をするに当たって全部町費で負担をするということについては余りにも不平等感をもたらすのではないかと、このことを反対の3点目の理由にさせていただきたいと思います。議員各位の御理解と御協力よろしく申し上げます。

○白武 悟議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

これより議案第63号「平成28年度(繰越)白石町緊急放送端末機設置工事請負契約について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○白武 悟議長

日程第6、議案第64号「平成28年度白石町一般会計補正予算(第4号)」について議題とします。

質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

今回のこのJAに対する防災施設の整備につきましては地方交付税による326万4,000円ということで提出をされています。ちょっと普通交付税についてちょっとお尋ねですけども、趣旨といいますか、交付税というのは普通年に2回から3回ほど途中にもありますけれども、計算するとき人口とか面積とかそういうようなものが基準になっているのかなあとと思います。今回の端末機に対しての物といいますか、物に対しては、全体でここに説明書の1ページにありますけれども8,200円かかると、その中の20%で約1戸につき1,600円、これを2,040戸で掛けると、JAの分ですね、326万4,000円というふうに普通交付税で書いてあります。何か補助金なら金額がぴしっとして交付税として来るのはわかりますけれども、交付税が中途に申請をして中途でおりにくるときに、何かその辺の趣旨がどういうふうな感じで、というのが、普通は行政とか業者さんによって物というのは金額が違うので、市町村が申請をするときのこの8,400円に普通交付税として申請をして、そういう仕組みで申請をしてあるのか、何か物というのは業者さんによって金額が違うので、ぴしっと普通交付税がおりてきているというのが、ちょっとその辺がよくわかりませんので、説明をしてください。趣旨がわかりましたかね、今の。

○井崎直樹企画財政課長

今回、補正財源として収入部分につきまして普通交付税を充当させていただいています。議員おっしゃいますように普通交付税というのは面積、人口、さまざまな要素を公共施設の整備状況とかで参るお金でございますが、普通交付税自体は目的ではございませんので町が一般財源として充当できると。今回の場合の財源としまして防災設備のJAが設置した分について1戸当たり1,600円支給しますと、その根拠となりますのが8,200円かかりましたと、JAさんがですね、これを5年で償却されてお

ますので、来年29年度1年分については町が防災無線として利用させていただくということから、この分について各家庭にお配りしようと、交付するということでの予算でございます。交付税に算入されているか、端末機が算入されているかではございません。交付税はさまざまな要因で交付されますが、あくまで一般財源として使いますので、今回の場合の特定財源ということではございません。その点御理解いただければと思います。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原房義議員

今回、JAさんで設置してある2,040戸に対しての交付金ということですが、この2,040戸が設置を完了してあるわけですから、この2,040戸をケーブル回線は接続はしてあっても新たにこの2,040戸をさきの契約の案件でありましたけども、恐らく2,040戸を新たに町費でもって設置するということになれば、恐らく5,000万円ぐらい、ざっとしたあれですけども、約5,000万円ぐらいの行政の費用が必要になったというふうに思います。それに対して326万4,000円ですから、5,000万円ぐらい必要だったのを326万円です済むということは、かなりこれは行政側から見れば非常に得をしたといえますか、安くついたということになるわけですし、もともと設置をしてなければ5,000万円ぐらいの費用が発生するわけですから、5,000万円必要だったのが326万円です済むということをするときに、もう少し交付金を出してでも行政としては助かったんじゃないかなと思うわけですが、わずか1戸当たりですれば1,600円と、もう子供の小遣い銭にもならんぐらいの非常に低額でございますので、もう少し何とかできんやっただかなあと思いますけども、その辺いかがですか。

○本山隆也総務課長

久原議員おっしゃいますとおりJAの加入しておられる皆様の初期費用の御負担の一部としての交付金でございますけれども、JAさんとは当初予算をいただきました昨年度の3月以来よろしく申し上げますということで協議を重ねましていったところでございます。JAさんの状況もこの緊急端末の設置をきっかけといたしまして非常に微妙なところで苦慮されている部分もございました。緊急放送が来るなら、もうこれで農事放送はどうしようとか、そういう相談もJA様のほうにあり、そして役場のほうにもいろんなお問い合わせ等もございまして、JAさんとはずっと協議してまいったところでございます。その後、JA様からの協議の後、要望書といたしましてこういうところでこの一部負担について何か補助的なことをお願いできないだろうかという要望書の提出があったところでございます。その後協議いたしまして議案として載せているこの内容に何とか協議の結論を見出し、この内容によって皆様の議決をお願いするところでございます。

以上であります。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第64号「平成28年度白石町一般会計補正予算(第4号)」について採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付された案件は終了しました。

これをもって平成28年第5回白石町議会臨時会を閉会いたします。

11時12分閉会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年10月31日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 片 渕 彰

署 名 議 員 草 場 祥 則

事 務 局 長 吉 岡 正 博